

平成 25 年第 3 回定例会 県民企業常任委員会

平成 25 年 12 月 17 日

小野寺委員

県民局関係と企業庁関係併せて、大きく 5 項目についてお尋ねさせていただきたいと思っています。是非、端的、明快な御答弁をお願いをしたいと思います。

1 点目は、外国人学校に通う子ども達への新たな支援制度の検討について、11 日の当委員会で相当な議論がなされました。また、今日も芳賀委員から質疑がございましたが、それを踏まえた上で、何点か確認をさせていただきたいと思います。

11 日の答弁の中にも、子供たちに罪はないという言葉が出てきました。子供たちに罪はない、確かにそうではありますが、しかし、いろいろな国際情勢ですとか県民感情など、そういったものを重く受け止めざるを得ない中で、国や学校を介して直接子供たちを支援する方法に切り替えるというのは、知事そして県民局も精一杯知恵を働かせての提案だと思いますが、前回の質疑をきっかけに、私もかなり課題があるというふうに感じています。

そこでまず、予算規模の推計についてお伺いしたいと思います。11 日の質疑では、現在の経常費補助を枠内に収めるということでありましたが、総額でどの程度になるのか、改めて確認をさせていただきたいと思います。

私学振興課長

今現在の予算規模の推定でございますけれども、今回の新制度では学費補助をベースに考えたいということでもありますので、そうしますと、各家庭の所得がどうなのかという部分に関わってまいります。現在、外国人学校に係る所得のデータというものが、これまで学費補助制度がなかったためにデータがございません。そういった中で、今現在の日本の私立高等学校等の所得分布のデータは私どもの方にありますので、それを使って推計をしたということでございます。それによりますと、今現在の推計、予想では、現行のこれまでやってきました経常費補助の支給実績を超えることはないのではないかという予測をしているところでございます。

小野寺委員

前回の御答弁とほぼ変わらない内容だと思いますが、今、様々、データもなかなか満足にない中で積算をされたということでもあります。これは当然、何らかの根拠があって積算した結果であると受け止めていいのかどうか。といいますのは、昨今、何でも緊急財政対策で縮減するということが当たり前になっています。それで今回の検討においても、あらかじめ現在の経常費補助金の何割という目安を決めて制度設計したのではないかと、勘繰るわけじゃありませんけど、そういうことはないですね。

私学振興課長

その部分につきましては明確にお答え申し上げたいと思いますが、今回は、

そういった学校に通う子供たちに教育の機会を安定的に確保したいという大きなテーマがございます。その角度から様々に検討しているものでございます。先ほど申し上げました規模の推計でございますが、今現在、不十分なデータではありながら、我々の持っているデータを当てはめて推計をした結果、そのように予測をされるということでありまして、何らかの意図があつて、それに基づいて推計したということではございません。

小野寺委員

今回、県が示している新たな支援制度では、現在、経常費補助を止めている朝鮮学校も含めて、10校全ての経常費補助を廃止することが前提になっています。10校の中には裕福な家庭の子弟が多く通う学校のようなものもあるようですが、だからといって経営に余裕があるとは限らないとも聞いています。当然、学校としては、授業料などに転嫁することで回収を図ろうというふうになると思うのですが、今回の経常費補助の廃止というのは、いわゆる学費で回収するということ、学費の増額で回収するということは可能なレベルなのかどうか、どう考えていらっしゃるのでしょうか。

私学振興課長

委員お話しのとおり、学校運営における収入の大半は、生徒から納めていただく授業料、学納金と、それから公的機関からの補助金ということになります。その公的機関からの経常費補助が、仮になくなった場合というのは、各学校の判断にはなるかと思いますが、通常で考えれば、その部分を主な収入源である授業料等に代えざるを得ないということが推測をされます。

今現在の外国人学校の全体の推計で、もし仮に授業料に転嫁されるとすると、1人当たり数万円ぐらいの金額になるのではないかなと試算をしておるところでございます。

小野寺委員

今の御答弁は前回お聞きした内容です。例えば、今、現実に、外国人学校ではどれぐらいの授業料で、どのぐらいの学費がかかっている、それで具体的にいくらという数字は出ませんか。

私学振興課長

学校の種別によって、また現行の授業料の金額によっても、学校によって相当の差がございます。現行の授業料でいきますと、十数万円のところから、最高で200万円を超えるところまでございまして、それぞれが授業料に転嫁されると幾らになるかというのは手元に持ち合わせておりませんが、いずれにしろ、今現在、学校の方で補助金をどうするかを判断して、学校の理事会等決定機関に諮って、そして授業料をどうしていくのかということこれから決めていくのかと思っております。

小野寺委員

ということは、現在、学費が高い学校も安い学校も含めて推計した場合に、大体一律で数万円アップになるということで理解しました。ということは、県とし

ては、経常費補助をなくしても、学費で学校側は回収する、学費を上げることによって回収することが可能なレベルであると考えていると理解してよろしいでしょうか。

私学振興課長

外国人学校全体の生徒数という判断の中では、その金額の回収は不可能ではないとは思っておりますが、ただそれぞれの学校の事情の中で、簡単に授業料を上げることができるのかどうか、生徒の募集にどれぐらい影響するのか、その辺りがこれから学校の方の判断になりますし、私どもとの意見交換させていただくポイントになってくるのかなと思っております。

小野寺委員

具体的に、学費にどのぐらいのインパクトを与えるかということもすごく大事なことだと思うんですけども、私はもう一つ、今回考えなきゃいけないことがあると思っております。それは、新しい支援制度というのは、現行の学費補助をベースに考えるということですが、先ほど来御説明いただいているように所得制限がかかるということです。例えば、高額な学費を払うことができる保護者のいるインターナショナルスクールの子供たちの多くは、何の補助も受けられないということになろうかとも思います。

これは、母国と日本の関係がどうあれ、あるいは学校の対応がどうあれ、子供本位で、学ぶ権利を等しく保障するという、今回の県の大義名分があるわけですが、それと矛盾しませんか。

私学振興課長

委員お話しのとおり、今回の大きな目的は、安定的に教育を受ける機会を確保したいということでございます。先ほどもお話がありました学校運営という面から考えますと学校の判断になりますが、やはり授業料に影響が出てくる可能性が当然考えられます。そうした中で、特に経済的に厳しい世帯については、教育の機会が奪われる可能性が高くなるであろうということを考えました。そういった経済的な理由で教育の機会が奪われないよう、まずは家計的に厳しい世帯に手厚い補助にしたいということで、学費補助の制度をベースにしたいと考えました。

その考え方の根本としましては、家庭の経済状況が子供たちの教育の機会に影響を及ぼすことがあってはならないという基本的な考え方がございます。様々な角度からこれから検討する中で、ただいま委員から言われた視点を一つ重要な検討材料ということで、検討させていただきたいと思っております。

小野寺委員

今回、新しい制度をつくる目的というのが、仮に朝鮮学校に通う児童生徒の救済だとすれば、他の外国人学校の学校経営、あるいは学校運営に与える影響は、本当に余りにも甚大であると言わざるを得ないと思うんです。これが、朝鮮学校のせいで他の学校も割を食うということになれば、ますます朝鮮学校が孤立していくという懸念も、私はあるというふうに思っております。

先ほど確認をさせていただいたように、今回の新たな制度の中では、外国人学

校への補助金総額の削減という意図はないとのことでした。例えばの話ですけれども、現在、支出している経常費補助相当額を、そのまま生徒数で割り返して個人への学費補助にするという考え方はできないのかどうか。所得制限ないと、日本の私学に通っている生徒との整合性はどうなるのかという議論が当然あるかと思うんですけれども、外国人学校の場合は、今回、経常費補助を一切なくす、全廃するという話ですので、制度としてまだ検討する余地があると思ってお伺いするのですが、どうでしょうか。

私学振興課長

他の外国人学校でございますけれども、今、全部ではございませんが、学校に対して丁寧な説明と意見交換を始めさせていただいたところでございます。やはり委員お話しのとおり、それぞれの学校で、生徒募集あるいは対保護者との関係も様々な課題があるかと思えます。

ただいま委員の方から、例えばということで、所得制限なしで経常費相当額を生徒数で割り返すという考え方についてお話しいただきましたけれども、それも含めて、現在、制度設計の詳細を検討していこうと思っておりますので、引き続き議会の皆様、あるいは学校の皆様の意見を聞きながら、制度の詳細を検討する中で考えていきたいなと思っております。

小野寺委員

制度の詳細はこれから検討ということなので、では、もう一つ、こんなことはできないのかなということをお話をさせていただきたいと思っておりますが、11日の私学振興課長の説明では、今回の新制度というのは、外国人学校に通う子供たちが国際情勢のあおりを受けないように、新しい制度をつくるんだというお話でした。朝鮮学校だけではなくて、外国人学校全体の話だということ、私も受け止めさせていただきました。

そうであれば、例えばの話で大変恐縮なんですけれども、新しい制度は制度としてきちんとつくっておく。その上で、国際情勢を理由に学校への補助が困難になった学校の児童・生徒に対しては、新制度に基づいて子供一人一人の補助に切り替えていく。今のところ国際情勢のあおりを受けていない学校については、当分の間、旧制度の経常費補助を適用するというようなことで、それがベストかどうか私には全然分かりませんが、他の学校への影響だとか混乱を回避するために、何らかの経過措置をとるような発想というのは、県の方にはないのでしょうか。

私学振興課長

ただいまのお話もその一つの考え方、アイデアかと思っております。具体の制度設計、考え方をお示しいただいて、それを御理解いただけるかどうかという段階でございます。その先の経過措置といったお話につきましては、今頂いたお話も含めまして、これから皆様方の意見を聞きながら詳細を検討し、その中でまた検討を進めていきたいというふうに思っております。

小野寺委員

金の話のお尋ねばかりで申し訳ないですが、先ほど、芳賀委員の方からも質問が出ましたけれども、11日の委員会での御説明では、早急に各学校に説明に行くということでした。それは現在、進めていると思うんです。その中で、各学校の反応や出された意見について、今日答えられる範囲で結構ですので教えていただけますか。

私学振興課長

各学校でございますが、こちらからの急な連絡でございましたけれども、快く訪問を受け入れていただいた学校が、この数日間で幾つかございまして、そこで議会での報告の中身、私どもの考え方をきちんと説明させていただき、また率直な御意見を頂いたところでございます。

その反応としましては、各学校の種別により様々事情がある中で、正直言って、賛否両方の意見がございました。生徒の事情、それから御家庭の事情がそれぞれにおありだということについて、いろいろお話を伺っているところでございます。そういった部分が今後の検討を進める中では非常に重要な要素になってくるのかなと思ひまして、真摯に御意見を頂いてきたところでございます。

小野寺委員

具体的なことを少し教えてもらえませんか。

私学振興課長

例えば、まず学校の事務負担の問題がかなり心配されるということ、それから先ほど来、委員の御質問の中身にありました授業料への転嫁が学校としてすぐに行えるのかどうか。これは保護者、生徒にも関係もございしますので、そのところが非常に悩ましいことですし、学校としてはこれから検討していかなければいけない部分だというお話を頂いております。

小野寺委員

朝鮮学校には行かれましたか。

私学振興課長

同じように、私どもの方からアポイントの連絡をとらせていただいて、こちらから訪問したいということでお話をしましたところ、朝鮮学園の理事長がこちらにお見えになるということで、それでお越しいただいて、今回のお話をさせていただきました。

小野寺委員

特段、御意見等はございましたか。

私学振興課長

今回のこのお話につきましては、朝鮮学園は学校法人でございますので、理事長にしたお話を、まずは各理事に伝えるため、理事会を開催したいというお話でございました。県議会にこういう報告が出ていて、また議会でこういう議論がなされていて、県がこういうことを考えているということ、まずは組織として理事会に報告をさせていただきたいというふうなお話でございました。

小野寺委員

朝鮮学校の生徒たちへの支援再開ということについては、これから県民の皆さんからも更にいろんな意見が寄せられるだろうと思います。いずれにしても、今、県が新しくつくろうとしている制度は、現在、経常費補助の対象になっている外国人学校が、公平にその恩恵を受けられるものになることが必要最低条件だと思っているんです。だから、今回の新制度で、外国人学校全体に共通するものという基本的な考え方を県がお示ししている以上は、その点に十分留意して今後の検討を進めていただきたいと思います。

多文化共生という言葉がありますが、我々はどうして議員をしているわけですが、我々だけからのアプローチでは、共生は実現をしません。神奈川の朝鮮学校にお子さんたちを通わせている家庭の8割以上、もしかしたら9割近くが、実は南の出身の方々だというお話を聞いたことがあります。民族のアイデンティティーというのは大事にしたい、これはもし我々が外国に行ってそこで暮らすことになるとしたら、多分、同じ気持ちになると思うんです。ただ、北朝鮮の政治体制は別と考える人も、私は少なくないんだと思います。だから、そういう声が尊重されるように何とか気運がつかれないかとも思います。これまでも県としては、朝鮮学校にいろんな改善ポイントを求めてきましたが、そういうものに対して、より一層、働き掛けを強化していただきたいと思いますということを要望させていただいて、この質問は終わります。

次に、我が党の赤井議員が一般質問で、潜在保育士の復帰促進による保育士確保について取り上げさせていただきました。このときは、知事から、保育士・保育所支援センターの来年1月の開設を目指して準備を進めているという御答弁を頂きました。そこでこの点について、もう少し具体的な内容をお伺いしたいと思います。

保育士不足と同じように、看護師不足というのは、もうずっと以前から深刻な状態にあります。もちろん、潜在看護師の復帰促進に取り組んでいくことが大事なんですが、看護師さんの場合は夜勤もあるし、私が伺ったところでは、お子さんが急に病気になっても勤務日の穴を空けられない、自分がシフトにがっちり組み込まれているということで、なかなか子育てしながら看護師の仕事に復帰するのが難しいし、周りにも迷惑を掛けるということで、復帰をためらう事情があるとも聞いています。そこで、いわゆる潜在保育士と我々が呼んでいます、今、仕事から離れている保育士が、復帰をためらう理由というのはどんなことがあると承知していらっしゃるでしょうか。

次世代育成課長

国の調査によりますと、保育士の平均勤続年数は約8年ほどとなっております。結婚、妊娠、出産に伴う退職が大変多くなっております。復帰につきましても、子育てや家庭との両立が一つのハードルになっていると承知しております。夜勤を伴う交代制勤務が一般的な看護師ほどではないとしても、早朝や夕方の保育に対応するための早番や遅番などがございまして、育児や家事との両立が難し

いといったことがございます。さらに、保育現場から離れていたブランクが長い方の場合、最近の保育現場の状況が分からないとか、最新の保育知識や技術が不足しているというような不安、あるいは年齢が上がるにつれて体力的な不安などもありますので、そういったことが復帰をためらう理由となっていると承知しております。

小野寺委員

今回、県として初めて、潜在保育士の復帰促進のための調査を実施するということではありますが、具体的にどういった内容の調査を行うのか。こういう調査の場合は、サンプル数をどれくらいの人数を対象にして、あるいは回収率をどのくらい見込むのかということも問題になってくると思いますが、その辺りを教えていただけますか。

次世代育成課長

今回の調査は、神奈川県に登録されている登録保育士の名簿を活用して行います。名簿上は、就業中の方と潜在保育士の方が区別できませんので、両方を対象とした調査となってまいります。そのため、就業中の方には、保育士としての仕事を継続する上での課題などについて伺ってまいります。就業していない潜在保育士の方には、復帰する意向があるのか、あと、復帰する場合にはどんな条件を重視するのか、さらには県や市町村からの情報を受け取ることについて同意いただけるか、こういったことを伺ってまいります。

対象といたしましては、登録名簿上は、今年の3月末時点で7万1,000人強の登録者がございますが、その中でおおむね35歳から45歳の、子育てが一段落する年齢の方を対象とし、2万人ぐらいが対象となってまいります。

この回収率につきましては、初めての調査でございますし、保育士登録という制度では、転居や改姓しても届出の義務がございませんので、送付した調査票が全て御本人に到達するわけではないという事情がございます。類似調査の実施例といたしまして、広島県で、県登録の全保育士を対象にした調査を実施されたところ、回収率が約40%程度であったということでございます。この調査においては、できるだけ回収率が確保できるよう、記入しやすい調査票の設計など、工夫をしてまいりたいと考えております。

小野寺委員

そうですね、回収率を上げるためには、まず答えやすい調査にすることが大事だと思います。

今回、復帰促進事業を行っていく上で、再就職支援セミナーですとか、就職相談会のような事業も行っていくということですが、具体的な事業内容を教えてください。

次世代育成課長

まず、再就職支援セミナーといたしまして、潜在保育士の方が復帰に当たって抱きがちな不安を軽減するために、最新の保育知識についての学識者の講義、あるいは最近の保育現場の実情についての現役保育園長からのお話、さらに、実際

に現場復帰された保育士の方のお話などを予定しております。

就職相談会につきましては、県内の求人中の保育所に言わば出展をしていただきまして、潜在保育士の方が保育所の方と直接面談できる機会を設けてまいりたいと考えています。

このセミナーと相談会は同日開催といたしまして、県内各市で4回程度実施してまいります予定でございます。

小野寺委員

それで、保育士・保育所支援センターは、社会福祉協議会と連携して実施するという答弁がありましたけれども、具体的にどのような方式になっているのか。あと、そのセンターの設置場所ですとか、開設時間ですとか、そういったことも分かればお答えいただきたいと思います。

次世代育成課長

神奈川県社会福祉協議会では、現在でも県からの委託事業といたしまして、福祉人材センター事業という事業を行っております。保育士・保育所支援センターは、この機能を活用いたしまして、県社会福祉協議会に委託して実施することを考えております。

このかながわ福祉人材センターは、福祉関係の人材の無料職業紹介の認可を持つとともに、人材情報の登録を持つ全国社会福祉協議会のシステムを導入しておりますので、このセンターに保育士・保育所支援センターを併設いたしまして、福祉人材センターが持っている既存機能を活用できることが望ましいと考えております。

したがいまして、保育士・保育所支援センターの設置場所につきましては、福祉人材センターが設置されておりますかながわ県民センター13階の1コーナーといたしまして、開設時間等につきましても、福祉人材センターに合わせまして、月曜日から土曜日の毎日9時から17時とすることを想定しております。

小野寺委員

では、保育士・保育所支援センターの業務と開設経費、この辺りも教えてください。

次世代育成課長

保育士・保育所支援センターの業務は、保育の仕事を探されている保育士と、保育士を探している保育所のマッチングを行うための相談支援が中心となってまいります。このため、仕事を探している保育士の方からの相談を、来所あるいは電話などでお受けし、また一方では、県内の保育所からの求人情報を集約いたしまして、先ほど申し上げましたもともと福祉人材センターに備わっておりますシステムに登録をいたしまして、条件に合った仕事を円滑に検索したり、情報提供が行われるようにして対応していくということを想定しております。

開設経費につきましては、来年度4月1日開設の新設の園などを含めまして保育士の受給がひっ迫する2月から3月の時期に間に合うよう、既決予算をやりくりして捻出する予定でありまして、200万円程度で何とか開設にこぎつけたいと考

えております。

小野寺委員

最後に、先ほどお尋ねした、今回実施する調査の成果を、今後のセンターの運営にどういうふうにかかしていかを教えてください。

次世代育成課長

まず、今回の調査で、条件が合う勤務先があれば現場に復帰したいという御意向をお持ちの潜在保育士の方には、保育士・保育所支援センターの運営の中で、条件に合った職場を紹介をいたしまして、復帰の支援を図ってまいりたいと考えております。

ただ、すぐに復帰はできないけれども、例えばお子さんが小学校に入学したら復帰できるとか、介護が一段落したら復帰したいというようなお気持ちを持っている方も相当数把握できるだろうということを想定しております。こういった気持ちを持っている潜在保育士の方には、継続的に情報提供などを行って、つながりを持ちまして、条件が整ったら速やかに復帰していただけるような働き掛けを続けていくことが必要だろうと考えております。

このため、すぐにではないんですけども、復帰したいという気持ちを少しでもお持ちの潜在保育士の方に働き掛けをするためのデータベースのようなものを今後つくって、定期的な情報提供ができないか、そういったことについても検討しているところでございます。

小野寺委員

今回、設置をするという保育士・保育所支援センターですが、イメージとしてはナースセンターに近いものがあるのかなと思っています。もちろん職種は違いますけれども、潜在的な有資格者の復帰促進ということでは、ナースセンターは一步先を行っているわけですから、そのナースセンターの取組なども是非参考にさせていただいて、新しく設けるセンターの効果的な事業展開を図っていただきたいと要望をいたしまして、この質問を終わります。

次に、報告資料の19ページにございました神奈川県家庭的養護推進計画（仮称）であります。その策定についてお尋ねをしたいと思います。

平成23年4月に、国の社会保障審議会児童部会の社会的養護専門委員会というところ取りまとめた社会的養護の課題と将来像におきましては、社会的養護では、原則として家庭的養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるというふうにされています。

そこで、これから県が策定をする神奈川県家庭的養護推進計画、これは仮称であります。それについて数点伺いたいと思います。

はじめに、今、なぜ家庭的養護推進なのか。その背景、あるいは経緯についてお聞かせください。

子ども家庭課長

社会的養護の施策につきましては、かつては、親がいないとか、あるいは親が行方不明であったり離婚されているなど、親に育ててもらえない子供への対応が

中心でございましたが、今では、主に虐待を受けて、心に傷を持った子供への支援が求められるようになりました。

そこで、虐待を受けた子供の養育につきましては、心に傷を負っているので、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下、行う必要があります。したがって、原則として里親やファミリーホームなどの家庭的養護を優先するとともに、施設で生活する子供についても、できる限り家庭的な環境、これは小グループでの生活のことですが、そういった形態に変えていくことが求められております。

こうした経過も踏まえまして、平成23年7月に国の社会保障審議会では、社会的養護の将来像の課題がまとめられたところであります。また、県といたしましても、かながわグランドデザインにおいて、家庭的養護の推進を図ることとしておりました。こうしたことで、本計画についても策定することになったものでございます。

小野寺委員

今後の向かうべき方向は、今のお話で分かりましたけれども、それをやる具体的なメリット、特に大きいものはどんなものがあるのか教えてください。

子ども家庭課長

メリットでございますけれども、今まで児童養護施設というと大舎制で集団生活が中心だったわけでございます。ところが家庭養護を推進することは小規模グループケアになりますので、一般家庭に近い生活体系を持ち合わせることにあります。それと生活の中で、子供たちに直接、家事や身の回りの暮らし方を教えることができるということ、また日課や規則など、大舎制での従来の施設では管理的になりやすかったのですが、それを柔軟に運営できること、またこうした子供たちは将来、家庭を持ちますので、家庭のイメージをちょっとずつ持ってもらうということ、これらのメリットがございます。

小野寺委員

国では、施設で生活する子供は9割、里親家庭で生活する子供が1割という現状があって、それを今後、大舎制の大きい施設をユニット化した施設、あとはグループホーム、そして里親及びファミリーホームなどですが、そういったところで生活する子供たちの割合を3分の1ずつにしたいという目標を掲げています。現状から考えると物すごい大変革だと思うんですが、この目標を実現していくために、具体的にはどういう手法をとっていくのか。どのような手法をとって、どういうステップを経ていけば、そういう3分の1ずつという形が実現すると考えていらっしゃるかを教えてください。

子ども家庭課長

委員がおっしゃられたとおり、これは従来の社会的養護の受け止め方を変えるものですので、大変大きな変化になっています。この考え方では、子供たちが小グループで生活すること、施設の地域分散化、それと地域への貢献という考えが念頭にございます。

施設本体には子供がいるわけですが、それは小グループ化して行って、地域での小グループケアを展開します。具体的に言うと、地域にグループホームを造っていくということでもあります。そこで本体設備の定員を少なくして、これを計画的に実施します。そしてまた、里親も段階的に増やして、ファミリーホームと合わせて3分の1にしていくものでございます。

具体的に言いますと、本体施設が、別の場所にグループホームを一つを造りますと、大体6人から8人の人数になるわけですが、その分、本体施設の定員を引き下げるものでございます。そのグループホームで家庭的養育のノウハウを習得して、順次、地域にグループホームを造って、そこで地域展開を進めます。本体施設は、その分定員が少なくなりますが、小グループ化のためにユニット化していくわけです。ユニット化というのは、6人から8人の小グループで住む子供たちが、個室と、食事をするリビング、それとトイレとお風呂、全てそのユニットで完結できるような形で施設の整備をしていきます。そういった形で、順次、施設をユニット化する改修工事を行います。最終的にはオールユニット化するというので、グループホームを地域にどんどん展開していくことによって、本体施設をユニット化するというような手法です。

また、あわせて、里親やファミリーホームを順次増やしていく段階で、将来的には3分の1ずつにするというような手法でやっていく計画でございます。

小野寺委員

方法論としては分かります。ただ、計画期間が平成27年度から平成41年度までという15年間です。そこまで先を見越して計画を推進していくということですが、普通は10年計画でも、5年ごとに見直しをしたり、もっと短い期間で見直すものもあります。そういった中で、これだけ長期間にわたることについて、県としてはどういう課題があると認識されていますか。

子ども家庭課長

まず、この計画が15年になっている理由でございますけれども、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、徐々に施設の方でグループホームを設置していくこと、また、施設本体をユニット化するという整備を行うこと、それと里親とかファミリーホームを増やすということで、これらは一気にできないので、こうしたことを段階的に進めていく必要があります。この計画期間が15年の長期間にわたるために、5年ごとの3期に区分して、各期ごとの目標を設定するものでございます。

その上で、計画期間15年を通じて取り組むべき小規模化や地域分散化など、家庭養護を推進する具体的な方策を、5年ごとに定めていくことにしております。

しかしながら、経済状況や社会情勢の変化による影響もあることが想定されます。計画策定当初の社会的養護の需要量の変化や、小規模化や施設のユニット化とか、里親を増やすなど、それぞれの進捗状況を見ながら、慎重かつ柔軟に対応していく必要があると認識しております。こうしたことから、計画期間は、先ほども申し上げましたけれども、15年を3期に区分して5年ごとにそれぞれ目標の見

直しを行うというような形でございます。

小野寺委員

大変、お金もかかっていきそうな事業だなという印象を受けました。

今おっしゃっていただいた様々な課題も踏まえて、家庭的養護の推進に向けて、今後、県としてどのように取り組んでいくのか、包括的なことになりましたが答えいただければと思います。

次世代育成部長

県としては、社会的養護を必要とする子供たちにとって、家庭的養護を推進していくということは非常に大切なことだと思っております。その中で、先ほど委員からもお話がありましたけれども、今回は、社会的養護を大変革するような制度になるということと、15年という長期の期間にわたって計画的に取り組んでいかなければいけないということですので、私どもも、これまで施設側の皆さんとさまざまな意見交換をして、取り組んできているところでございます。

その中で、小規模化が進んでいくということで、施設の皆さんからは、職員の質と数の確保がやはり一番重要という御意見を頂いております。県としても、そのように考えているところでございます。そのため、県ではこれまでも施設の職員の皆さんに対して、虐待を受けた子供への対応など、専門的な研修を行ってきたところでございます。

また、施設において、ユニット化による家庭的なケアが十分に実施できるよう、国に対して、職員配置及び運営基準の改善を要望してきているところでございます。国においては、こうした要望を受けまして、現在、職員の配置基準の見直しが検討されているところでございます。今後も必要に応じまして、国に対して働き掛けを行っていくとともに、施設の小規模グループケアの運営や地域分散化を推進し、質の高い支援が実施できるよう、施設の皆様と連携、協力して取り組んでまいりたいと考えております。

小野寺委員

大きい施設をユニット化していくということや、あるいは小規模な施設をどんどん地域の中に展開していくということで、施設整備には大変なお金がかかっていくんだというふうに思うんです。これは、施設整備の予算をしっかりと確保できるように、国に対して、県からもしっかりと要望していただきたいということと、県は県でしっかりと予算確保をしていただくようお願いをしまして、この質問を終わります。

小野寺委員

企業庁関係の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、来年の4月から消費税及び地方消費税が上がります。税率5%から8%に上がりますが、いろいろ水道料金ですとか、水道利用加入金、そういうところにどういう影響があるのかということをお聞きしたいと思っております。また、利用者への周知等も大変大切だと思いますので、その辺りを何点かお聞きしたいと

思います。

まず、消費税等の改正に伴う水道料金、あるいは水道利用加入金の取扱いについて、これは県営水道の場合は条例改正が必要になると思うんですが、その部分をお聞かせください。

経営課副課長

現在、水道料金、水道利用加入金の金額等につきましては、神奈川県県営上水道条例で規定しているところがございます。この条例の中では、定めた額に消費税法の税率を乗じて得た額と文言で記載しておりまして、税率の数字を記載していないことから、今回、条例改正は行わないこととしております。

なお、横浜市などにおきましては、条例中で、税率を1.05と具体的な数字を記載していることから、条例改正を行う状況となっております。

小野寺委員

県営水道については、条例改正は必要ないということは分かりました。それでは、今回税率が改正されることによって、一般家庭の水道料金への影響はどの程度のものであるのか伺いたいと思います。

経営課副課長

一般家庭の料金につきましては、2箇月に一度の隔月点検を行っております。そうしたことから、県営水道の家事用1世帯の2箇月当たりにおける平均的な使用水量、31立方メートルの場合で申し上げます。税率5%の場合、水道料金は3,514円となります。こちらが8%になりますと、3,614円でございます。税率改正に伴う影響額といたしましては、2箇月分で100円の増、年間といたしましては600円の増となるものでございます。

小野寺委員

2箇月に一度の請求ということですが、平成26年4月1日から税率が改正されます。その場合、水道料金の期間の取扱いがどうなるのか、そこも教えてください。

経営課副課長

国税庁から示された経過措置の取扱いによりまして、水道、電気、ガスなどの場合につきましては、平成26年3月以前から継続して使用している料金を、4月中に点検した場合は税率5%となります。なお、一般家庭における2箇月に一度の隔月点検を実施した場合におきましては、5月の点検につきましても使用期間が2箇月以内の場合には、同じく5%の取扱いとなります。

また、企業等大口使用者の場合は、毎月月初めに点検をしてございますが、4月点検分は5%、5月以降の点検分から8%が適用されることとなります。

小野寺委員

混乱が起きないように、ある程度、適用する期間に幅を持たせてあるという理解をすればいいのかなと思います。

それでは、水道利用加入金についてはどのような取扱いになるのか、併せてお聞きいたします。

経営課副課長

水道利用加入金につきましては、住宅等における給水装置の新設工事、又は水道メーターの口径を大きくする場合に、工事の申込者から申込時に納付していただいているものでございます。こちらにつきましては、平成26年3月31日までに受け付けた分は税率を5%、4月以降からは8%が適用されることとなります。なお、一般的な御家庭で使用する口径25ミリ以下の場合につきましては、現在、12万6,000円という金額でございますが、新税率の場合は12万9,600円となりまして、税率改正に伴う影響は3,600円となります。

小野寺委員

今、水道料金とか水道利用加入金における税率改正の影響について、いろいろお尋ねをいたしましたけれども、利用者の皆さんである県民の方々への周知を、当然していかないといけないと思うんです。これはどのような形で周知をされることになっているのでしょうか。

経営課副課長

水道料金につきましては、水道メーターの点検時にお配りいたします上下水道使用量のお知らせにおいて各戸にお知らせしてまいります。なお、水道利用加入金につきましては、給水装置工事の申込みの際に、工事業者が水道営業所へ来庁されるケースが多いということがございますので、各水道営業所の掲示板や窓口において周知をさせていただくほか、給水装置工事事業者など関係団体に御案内を行ってまいりたいと考えております。また、県営水道の広報紙、また企業庁のホームページ等におきましても、周知を図ってまいりたいと考えております。

小野寺委員

消費税率が上がるということは広く周知はされていることなので、現場での混乱というのはそれほど起こることは想像しにくいですが、それでもやっぱり、しっかりと丁寧にお客様に周知をしていくというのは、これはこちらもビジネスとしてやっているわけですから、影響が及ぶ利用者の皆様には、事前の周知を十分にさせていただくようお願いをして、次の質問に入りたいと思います。

次に、県営水道事業経営計画における借入金についてお尋ねをいたします。

県営水道事業経営計画の財政収支計画が示されたわけですが、それによりますと、建設改良事業費などの資本的支出が増大するということになっています。一方で、これから水道料金収入の方が右肩下がりになっていくということで、大変厳しい財政運営が見込まれるのではないかと思います。そこで、今後の資本的支出の財源となります企業債等について何点か伺っていきたいと思います。

まずはじめに、資本的支出の財源について、どのようなものがあるのか、確認をさせていただきます。

企業局財務課長

施設整備費である建設改良費などの資本的支出の財源といたしましては、将来の施設更新に備えるための減価償却費や除却損などの内部留保資金、利益剰余金の処分によりまして、資本的支出に充てる目的で積み立てる建設改良積立金等の

積立金、あと外部資金といたしまして企業債等の借入金が主な財源となっております。

小野寺委員

資本的支出の財源は、大変様々なものがあるということは分かりました。

外部から借り入れる企業債及び長期借入金は、これは当然、負債となって将来の財政運営に影響を及ぼすことが予想されるわけですが、企業債等の借入金について、今回の経営計画ではどのようにしていこうとしているのか、基本的な考え方を伺いたしたいと思います。

企業局財務課長

まず、県営水道では、これまでも支払利息の後年度負担の軽減、あとは財政の硬直化を防止するための借入金の抑制、あるいは繰上償還等を実施いたしまして、借入金の残高の縮減に努めてまいったところでございます。

今回の経営計画でも同様な考えをとりまして、まず1点目といたしましては、借入金の残高の計画的で着実な縮減に取り組んでいくこととさせていただきます。今後、建設改良費が増大する中であっても、減価償却費等の内部資金と企業債等の外部資金との適切な組み合わせや、終了事業の財源の振替などによりまして、単純に外部資金に頼ることなく、必要最低限の借入れをすることとさせていただきます。

また2点目といたしまして、支払利息の縮減に努めてまいります。借入金の借入先としまして、企業債よりも利息が低い他会計からの長期借入金等の借入れの割合を可能な限り増やしまして、支払利息の軽減を図り、財務体質の強化を図っていくこととさせていただきます。

小野寺委員

様々な工夫で財務体質の強化を図るということで理解をいたしました。

また、今回の経営計画において、計画最終年度が平成30年度ということになっておりますが、30年度の借入金残高の具体的な目標、また効果について教えてください。

企業局財務課長

まず、残高の目標といたしましては、計画開始前の平成25年度末で約1,650億円の残高がございまして、この残高を、最終年度の平成30年度末までに1,513億円、比較しまして137億円ほど縮減する見込みとなっております。効果といたしまして、この借入金の残高の減少によりまして支払い不足の軽減を約6億円と見込んでございまして、これに加えまして、企業債から他会計への長期借入金への変更に伴いまして、約1億円の利益の削減が見込まれるものでございまして。

これによりまして、支払利息は、平成25年度の39億円から30年度には32億円と、7億円の削減が見込まれる予定でございまして。

小野寺委員

経営計画の中では借入金の残高を低減していくということですが、資本的支出が今後増大していく中で、どのように低減をさせていくのかお伺いします。

企業局財務課長

まず資本的支出のうち、施設整備に係る建設改良費につきましては、平成 25 年度の当初予算 137 億円と比較しまして、管路や浄水場の耐震化、あとは大口径老朽管等の更新によりまして年々増加し、平成 28 年度以降は約 170 億円と、平成 25 年度で比較しまして 40 億円弱、5 年間で 110 億円程度、増加する計画となっております。

この財源といたしましては、借入金を単に増やすことなく、平成 27 年度で終了する約 30 億円の規模でありました鉛管解消事業の資金の振替、あとは減価償却費と内部留保資金からの充当額の増等がございます。あとは、水需要の減少を踏まえました配水池等の統廃合等によりまして、施設整備の対象を減らしていくという方策をとりまして、借入金の抑制をするつもりでございます。

小野寺委員

今後、水道料金収入が伸びないという状況の中で、設備の更新を円滑に行っていくためには、まずは黒字の確保が必要であると思います。また、あわせて、将来にわたって経営に影響を与える借入金への依存を軽減をしていく。これは元金償還金の減少による資本の確保、あるいは支払利息の低減といった健全経営を目指す上でも、大変重要なことであると考えます。

今後とも、借入金と資本的支出のバランスをとり、経営基盤の強化に努めていただくことを要望しまして私の質問を終わります。